

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減制度について

平成22年度以降の国民健康保険税について、65歳未満の方で平成21年3月31日以降に離職された方のうち特定受給資格者または特定理由離職者に該当される方（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記のコード一覧のいずれかに該当する場合のみ）は、非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減が適用され、給与所得を100分の30として国民健康保険税の算定をします。軽減の対象年度は離職日の翌日の属する年度及び翌年度です（離職日の翌日が平成21年度中の方は22年度のみが対象となります。）。軽減を受けるには申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証、国民健康保険証を小牧市役所保険医療課までお持ちください。なお、雇用保険受給資格者証をお持ちでない場合は申請ができませんのでご注意ください。

区分	離職理由コード	離職理由
特定受給 資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
	22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
	31	倒産・退職勧奨・法令違反の労働環境などの、正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由 離職者	23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月以上）
	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

※上記の離職理由コードの場合でも特例受給資格者（新様式では資格者証の右上に「特」、旧様式では表記は無く資格者証上部に橙色のライン）及び高年齢受給資格者（新様式では資格者証の右上に「高」、旧様式では表記は無く資格者証上部に緑色のライン）は対象となりません。

・軽減制度の申請についてのお問い合わせ先

小牧市役所 保険医療課 国保係 Tel(0568)76-1123,1185

（なお、雇用保険受給者資格証、離職理由コード等に関してのお問い合わせは、公共職業安定所小牧市管轄：春日井市南下原町2丁目14-6）Tel(0568)-81-5135へお願いします。）